

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年5月13日

諏訪地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度諏訪湖の水辺アクティビティ推進事業

(2) 業務の目的

諏訪湖創生ビジョンでは目指す姿の一つとして『泳ぎたくなる諏訪湖』をテーマに掲げ2038年頃の目標達成に向け取り組んでいます。諏訪湖の水質が水浴可能なところまで改善している一方で、諏訪湖で水遊びをすることについてはまだ一般的ではありません。そこで、諏訪湖の水と触れ合い、諏訪湖に親しむ手段としてボートやカヤックなどのアクティビティ施設を活用した地域住民の親水意識の醸成を図るため、諏訪湖の水に親しむイベントを開催します。

(3) 業務内容

諏訪湖の水辺での親水イベント（以下、親水イベント）開催に向けた実施スケジュール及びその内容の提案や関係者との調整、事前の周知、当日の運営、意識アンケートの企画・実施・集計等に係る全般の業務を委託し、経費は全て委託料に含めるものとします。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ①提案内容の妥当性及び確実性について
- ②提案内容の訴求性及び具体性について
- ③提案内容の継続性及び発展性について
- ④提案内容の集客性について
- ⑤親水イベント当日の運営体制について
- ⑥業務に関する経費及びその内訳について
- ⑦その他（上記以外の項目で特に提案する事項やアピールする点）

(6) 業務の実施場所

- ①下諏訪町赤砂崎公園付近の湖岸
- ②下諏訪町赤砂崎公園付近を想定するが、他に諏訪湖の湖岸で親水イベント実施にふさわしい場所でも可

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

(8) 費用の上限額 1,200,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。

せん。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続きは無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。
- (6) 過去5年間に、100名規模のイベント又は水辺におけるイベント業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (8) 長野県諏訪地域振興局が行う説明会に参加できる者であること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

2(6)の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。（過去2年以内に2回以上、同種・同規模の事業を国又は地方公共団体と誠実に履行した実績がある場合は当該案件を優先して添付願います。）

#### (4) 担当課・問い合わせ先

〒392-8601 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪地域振興局 企画振興課（諏訪合同庁舎3階） 電話 0266-57-2901 FAX 0266-57-2904 メール suwachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
---

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年5月21日（木）午後4時30分必着（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで。）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県

の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県諏訪地域振興局企画振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、3(4)の担当課に到達したことを電話で必ず確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により長野県諏訪地域振興局長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県諏訪地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

上記3の参加申込みのあった者を対象に実施しますので参加願います。

(1) 開催日時 令和8年5月22日（金）10時から11時まで（予定）

(2) 開催場所等 長野県諏訪合同庁舎 501号会議室（住所：長野県諏訪市上川1-1644-10）

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間等 公告日から令和8年5月28日（木）まで（午前9時から午後4時30分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 長野県諏訪地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年6月1日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）を使用してもよいが、別添仕様書（案）に示した内容を踏まえ

た上で、1 (5) の具体的内容を記載した企画書を添付してください。(任意様式)

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額(消費税及び地方消費税額含む。)以内となるようにしてください。
- ② 見積金額の内訳及び算定根拠がわかるようにしてください。(詳細別紙可)
- ③ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- ④ 提出書類は原則として全てA4サイズとしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年6月4日(木)午後4時30分必着(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで。)
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 8部(企画提案書(様式8号)1部、企画書8部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県諏訪地域振興局企画振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	配点	審査内容
業務の実施 内容	20	提案内容の全体計画に具体性があり、確実な実施が可能な内容の提案となっているか
	20	提案内容が魅力的で多くの集客が見込まれるとともに、泳ぎたくなるようなイベントの提案となっているか
	10	本事業における取組みが、継続性や発展性が見込まれるか
	10	イベントの周知について、具体的かつ効果的な内容の提案となっているか
業務の実施 体制	20	イベント当日の人員体制が整っており、参加者の安全・安心を確保した上で滞りなくイベントを運営できる体制となっているか
業務に要す る経費	10	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、業務内容や効果等からみて適切であるか
その他	10	その他、創意工夫など優れた点があるか
合計	100	

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

なお、5者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行う可能性があります。

この場合、下記②③に準じて評価を行い、協議の上、プレゼンテーション参加者を決定します。1次審査により選定されなかった者に対しては、令和8年6月12日（金）までに連絡します。

○プレゼンテーションの実施日時及び場所

実施日時：令和8年6月15日（月）※時間は各参加者に個別に連絡します。

場 所：長野県諏訪合同庁舎 505号会議室

なお、書類による1次審査を行う場合又は都合により、プレゼンテーション実施日が変更となることがあります。

- ② 提出書類及びプレゼンテーションについて、審査委員が上記(6)の選定基準の項目ごとにA～Eの5段階（A：非常に優れている、B：優れている、C：標準、D：やや劣る、E：劣る）で評価します。

各項目に対する配点に係数1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数を各審査委員の評価点数とします。

- ③ 各審査委員の評価点数の合計の最も高い者を委託候補者として選定します。なお、評価点数の合計の最も高い者が2者以上だった場合は、各審査委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断によりその中から1者の委託候補者を選定します。

また、各審査委員の評価点数の合計点が総点数の6割未満の場合は選定しないものとします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県諏訪地域振興局長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県諏訪地域振興局長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県諏訪地域振興局企画振興課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県諏訪地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内

(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は該当日の午後4時30分まで)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により長野県諏訪地域振興局長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

#### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県諏訪地域振興局企画振興課において閲覧に供します。

#### 10 その他

(1) 契約書作成の要否  
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。